

守口市市長車運行管理業務委託仕様書

1 委託業務名称

守口市市長車運行管理業務委託

2 運行管理車両

車 種	型 式	登録年月日	登録番号
トヨタクラウンハイブリッド ロイヤルサルーン	DAA- AWS210	平成 28 年 7 月 7 日	大阪 302 む 8370

3 保管場所

守口市役所地下駐車場

4 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

5 委託場所

市長室が指示する用務先

6 委託業務内容

- (1) 管理車両の運行管理
- (2) 車検整備及び法定点検整備
- (3) 管理車両の日常点検整備及び清掃・洗車
- (4) 消耗品、タイヤの購入及び管理
- (5) 燃料等の購入及び給油
- (6) 簡易な修理
- (7) 自動車保険（任意保険）の加入
(保険内容)
 - ・ 車両保険 : 車両価格相当
 - ・ 対人賠償保険 : 無制限
 - ・ 対物賠償保険 : 無制限
 - ・ 搭乗者傷害保険 : 2,000 万円
- (8) 事故の際の処理、補償及び修理に関する事項
- (9) 運行管理者のマナー及び安全運転研修などの各種研修

(10) その他付帯業務等

7 業務の方法

- (1) 本業務に従事する運行管理責任者及び運行管理者（運転手）を定め、書面にて市に通知すること。また、運行管理者は専属で配置すること。
- (2) 運行管理責任者は、本業務を総合的に担当し、運行管理者に業務を指示するとともに指導監督を行い、業務に関する市の指示及び連絡を受ける任に当たる。
- (3) 受託者は、運行管理責任者及び運行管理者を変更しようとする場合、あらかじめ市に通知するものとする。
- (4) 基本管理（勤務）日は、原則として毎週月曜日から金曜日までとし、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日）については、基本管理日外とする。
- (5) 基本管理（勤務）時間は、基本管理日の午前8時30分から午後5時30分までとし、原則として正午から午後1時までを休憩時間とする。ただし、始業・終業時間及び休憩時間については弾力的に運用する。
- (6) 毎月の基本走行距離は600kmとする。
- (7) 車両運行管理は、始業点検から終業点検、清掃までとし、常に管理車両を清潔に保ち、適正な管理に努めなければならない。
- (8) 車両の運転、管理については、関係法令及び守口市関係条例等を遵守するとともに、誠実、正確かつ安全を旨として実施すること。
- (9) 運行管理者は、管理車両の管理状況について運転管理日報を2部作成し、市及び受託者それぞれに提出すること。
- (10) 運行管理者は、委託業務に従事する間は常に連絡が取れる体制を整えること。
- (11) 運行管理者が欠勤する場合、市に連絡し、代替運行管理者を必ず手配すること。
- (12) 管理車両に常備するETCカードを用意すること。
- (13) 管理車両の故障、救援を必要とする場合には、速やかに市長室に連絡し、指示を受けること。
- (14) 委託業務の遂行に必要な建物の一部、車両、機器類、光熱、水道等は使用できるものとする。
- (15) 契約締結後速やかに、日常連絡・緊急時・災害時の連絡体制などを書面にて通知すること。
- (16) 本業務の開始時及び終了時、若しくは管理車両の変更に際しては、市及び受託者の双方は、管理車両の現状を自動車点検確認書に基づき相互確認するものとする。

- (17) 受託者は管理車両について、受託者を契約者として前項第7号に定める自動車保険契約を締結し、業務開始後速やかに契約を証明できる書面の写しを提出すること。
- (18) 受託者は管理車両に関わる自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び自動車（車両）の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

8 基本管理委託料

本件の対象となる基本管理委託料は、前項第5号及び第6号に定める基本管理時間、基本走行距離に対応する第6項各号の管理業務とする。

9 基本管理外委託料

- (1) 基本管理時間以外の管理業務については、基本管理時間外とし、単価については別途契約するものとする。
- (2) 基本管理日以外の管理業務については、基本管理日外とし、単価については別途契約するものとする。
- (3) 前2号における午後10時から翌日午前5時までの間は、深夜時間外とし、単価については別途契約するものとする。
- (4) 管理車両の月間走行距離が基本走行距離を超過した場合の単価については、別途契約するものとする。

10 その他経費の負担

前2項に定める委託料以外の経費の負担は、費用負担区分表にこれを定めるものとする。

11 委託料等の支払い

市は受託者の作成する請求書を受理した日から30日以内に、受託者が指定する口座に振り込むことによって支払うものとする。なお、送金手数料は市が負担するものとする。

12 運行管理者

- (1) 運行管理者は、過去5年間無事故の者で、官公庁幹部・民間企業役員車等の運行管理業務又は旅客輸送経験を有する心身ともに健康な者とする。
- (2) 緊急時の対応が可能な者とし、対応できないときは速やかに代替者を手配するこ

と。

- (3) 運行管理者については、事前に運転免許証の写し・運転記録証明書・経歴書を提出すること。
- (4) 運行管理者に不適切な状況が生じた場合には、協議のうえ、受託者の責任において新たな運行管理者を配置すること。
- (5) 応接、運転マナー、安全運転教育等の研修を受けた者とする。
- (6) 運行管理者は、社員であるとともに、社会保険に加入させていること。契約締結後、速やかにそれを証明できる書面の写しを提出すること。

13 点検整備期間

市は、受託者が管理車両の法令に定める点検整備（車検及び法定点検）を実施する期間を設けるものとする。

14 管理車両の変更通知

- (1) 市は、管理車両を変更しようとするときは、あらかじめ受託者に通知しなければならない。
- (2) 変更する車両の車種、年式、排気量、走行距離等が現在の管理車両と相違する場合において、請負条件について、市、若しくは受託者のいずれかからの申し出があったときは、市及び受託者で協議のうえ変更することができるものとする。

15 機密の保持等

本業務遂行上その他一切について知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。本業務を退いた以降も同様とする。なお、秘密の漏洩が発覚したときは、市は直ちに本契約を解除し、それによって生じた損害賠償を請求する。

16 原型復旧義務等

受託者は、使用する車両（車両の付属品を含む）を紛失した時は、同等以上の代物を弁償し、毀損したときは原型に復旧しなければならない。

17 その他

契約保証金は、契約金額の100分の10（1,000円未満切り上げ）とする。ただし、市を被保険者とする履行保証保険契約に加入したときは、契約保証金の納付を免除する。